

渋谷区告示第143号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、原宿パークマンション建替組合の定款の変更を令和8年6月25日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月23日

渋谷区長 長 谷 部 健

1 組合の名称 原宿パークマンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名称

原宿パークマンション

（2）敷地の区域

東京都渋谷区宇田川町29番4（マンションが所在する土地）

同29番16及び同29番21（区分所有法第5条第1項に規定する土地）

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区宇田川町29番4、同29番16、同29番21

4 事業施行期間 組合設立認可の日から令和14年9月まで

5 事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号地内

6 設立認可の年月日 令和6年4月1日

7 変更の内容

組合の名称

変更前 原宿パークマンション建替組合

変更後 原宿パークマンション再生組合

8 定款の変更の認可の年月日 令和8年7月23日